第６章

こどもまんなか社会実現に向けて

第６章　こどもまんなか社会実現に向けて

１　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては，こどもに関する施策（こども施策）を策定，実施，評価するにあたって，施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられています。

そのため，国が作成した「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に基づき，さまざまな機会を捉えこども・若者の意見を聴き，社会参画を促進する取り組みを行います。

こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発するとともに，さまざまな状況にあって声を聴かれにくいこども・若者，低年齢のこどもを含む，全てのこどもが安心して意見を表明し，その意見が施策に反映されるよう，意見聴取に係る多様な手法を検討し，配慮や工夫に努めます。

２　こども・若者，子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

こども施策を実効あるものとするためには，行政が取り組むのみではなく，こども・若者や子育て当事者が気兼ねなくさまざまな制度や支援を利用できるよう，地域社会，企業などさまざまな場で，年齢，性別を問わず全ての人がこどもや子育て当事者を応援するといった，社会全体の意識改革を進める必要があります。

本計画に位置付けた取り組みの推進により，地域や企業におけるこども・子育てを応援する意識の啓発，妊産婦や乳幼児を連れた家庭への配慮についての市民の理解・協力の促進など，こどもや子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していきます。

３　協働による計画の推進

本計画に位置付けた取り組みは，こども・若者，子育て分野だけではなく，福祉，教育，保健・医療，雇用など，幅広い分野にわたります。各施策の進捗状況等を庁内で共有し，部局横断的な対応ができるよう関係部局との連携を図ります。

また，本計画の推進は，行政だけでなくさまざまな分野の関わりが必要であり，家庭をはじめ，地域，教育・保育施設，学校，企業等との連携・協働により取り組むことが望まれます。

（１）行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本市において，関係部局が連携しこども施策を総合的に推進していきます。

また，本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに，住民や企業等が積極的に参画しうるよう，情報の提供や意識の啓発に努めます。

こども施策に関して国や茨城県の制度改正等が行われる場合には，国等の動向を注視し適切に対応します。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は，地域全体でこども・若者や子育て当事者を支え，住民一人ひとりがこどもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が市民に開かれたものとなり，広く理解を得られるよう，市ホームページ等を通じて周知を図ります。

（２）家庭，地域，教育・保育機関及び企業の役割

▶家庭の役割

家庭においては，十分な愛情をもってこどもと接するとともに，人としての基本的なしつけや社会のルールを教え，次世代を担うこども・若者の健全な育成に努めることが大切です。

また，家事・子育ては男女が協力して行うものであるという意識を持つことが重要です。

▶地域社会の役割

計画の推進にあたり，地域全体でのこども・若者支援が必要であることから，市民参画の気運の高まりが重要です。

そのため，全ての市民がこども・若者，子育て当事者を見守り，支えていくという意識を持ち，地域社会全体でこども・若者を育んでいくことが望まれます。

▶教育・保育施設，学校等の役割

さまざまな人との交流や生活体験を通して，自主性や社会性を育みながら，こども・若者の個性を伸ばす教育が重視されています。

特に，教育・保育施設や学校等が地域に開かれたものとなり，地域とともにありながら，こども・若者，子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

▶企業の役割

子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう，職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

４　計画の進行管理

計画期間中は，学識経験者，子ども・子育て支援事業従事者，保護者代表などで構成する「鹿嶋市子ども・子育て会議」等において，施策・事業の実施状況の点検及び評価を行い，必要な改善を図りながら計画を推進していきます。

本計画の最終年度となる令和 11 年度には，総括的な最終評価を行い，国の動向等を踏まえながら次期計画の策定につなげていきます。
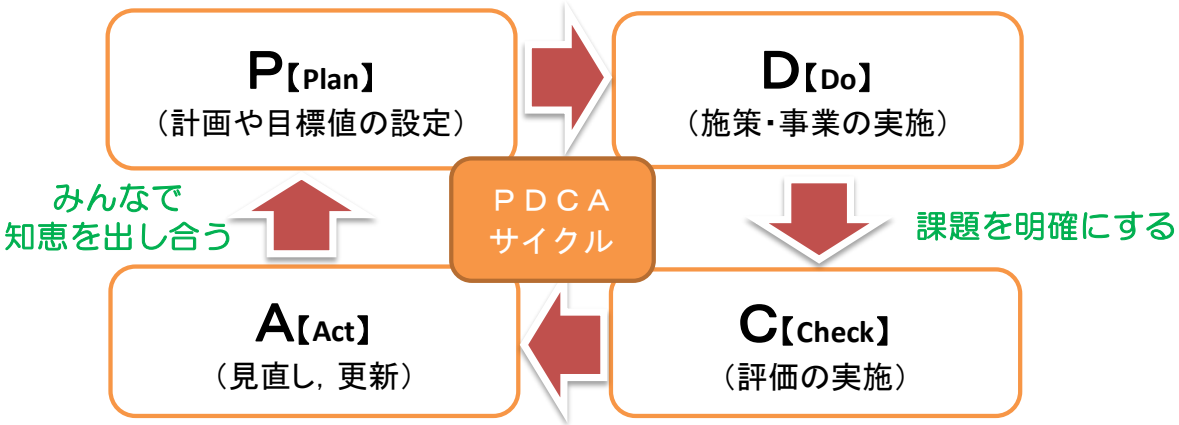
■進行管理のＰＤＣＡサイクルのイメージ